

指定短期入所生活介護
ショートステイ グリーンピア瀬戸内 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
介護給付（倉敷市指定 第3370201349号）

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 個人情報の保護	8
6. 苦情の受付	8
7. 契約締結からサービス提供までの流れ	9
8. サービス提供における事業者の義務	11
9. サービスの利用に関する留意事項	11
10. 事故発生時の対応について	12
11. 損害賠償について	12
12. サービス利用をやめる場合	12

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県倉敷市連島町矢柄6092番地 |
| (3) 電話番号 | 086-448-1811 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 道廣 司 |
| (5) 設立年月 | 昭和54年 3月13日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所
平成12年 4月 1日指定 倉敷市3370201349号
※当事業所は特別養護老人ホームグリーンピア瀬戸内に併設されています。
- (2) 事業所の目的 社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会が開設するショートステイ グリーンピア瀬戸内が行う短期入所の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は介護職員・看護職員・その他の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 ショートステイ グリーンピア瀬戸内
- (4) 事業所の所在地 岡山県倉敷市玉島陶856-1
- (5) 電話番号 (086) - 525-1234
- (6) 事業所長(管理者) 氏名 畑地 桜樹
- (7) 当事業所の運営方針 事業所の短期入所生活介護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護、機能訓練・健康管理等その他の生活全般にわたる支援を行います。
- 2 事業の実施に当たっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づいてサービスの提供に努めるものとします。
- (8) 開設年月 ・平成12年 4月 1日
- (9) 利用定員 ・20人
- (10) 通常の事業実施地域 ・倉敷市、岡山市、浅口市、総社市、井原市、笠岡市、矢掛町
早島町、里庄町

(11) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。居室をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)(※各事業所における居室の決定方法を説明)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	2室	
2人部屋	7室	
4人部屋	1室	
人部屋	0室	
合計	10室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	
浴室	4室	機械浴・特殊浴槽・一般浴・個浴
医務室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。

この施設・設備の利用にあたって、利用者（家族・後見人等）に滞在費（個室については室料及び光熱水費相当、多床室〔2人部屋・4人部屋〕については光熱水費相当に係る経費）と食費（食材料費及び調理に係る経費）を負担していただきます。

☆居室の変更：利用者または家族・後見人等から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者及び家族・後見人等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

トイレは、2階1ヵ所・3階2ヵ所あります。必要に応じ居室にもポータブルトイレを設置するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員（看護職員を合わせて）	40名以上	3：1
3. 看護職員	3名以上	（看護職員は3名以上）
4. 生活相談員	2名以上	2名
5. 機能訓練指導員（看護職員兼務）	（1）名	1名
6. 介護支援専門員	1名以上	1名
7. 医 師	1名	1名
8. 管理栄養士	1名以上	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週月・土曜日 13：30～15：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早出： 7：30～16：15 8名 日勤： 8：30～17：15 1名 遅出：10：15～19：15 8名 夜間：17：00～ 9：00 5名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 早出： 7：30～16：15 1名 日勤： 8：30～17：15 1名 遅出： 9：30～18：15 1名
4. 機能訓練指導員	8：30～17：15 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合 |
|--|

があります。

(1) 当事業所が提供する基準介護サービス（契約書第4条）

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割（一定以上所得者については7割、8割）介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 居室の提供

② 食 事

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝 食 : 8 : 0 0 ~ 9 : 0 0

昼 食 : 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0

夕 食 : 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの利用者でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した支援を行います。

⑤ 機能訓練

- ・看護職員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑦ 送迎サービス

- ・利用者及び家族・後見人等の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑧ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう支援します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条)

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

〈サービスの概要〉

① 特別な食事 (酒を含みます。)

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費 (利用者の希望による外食費等)

② 理髪・美容

月に3回、理容師の出張による理髪サービス (調髪) を利用していただけます。

1回につき2,000円

③ 行事、レクリエーション等

利用者の希望により行事やレクリエーションに参加していただくことができます。

利用料金：必要によっては、材料代等の実費をいただきます。

④ 複写物の交付

利用者又は家族・後見人等は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を負担していただきます。

一枚につき 10円

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で、利用者の負担が適当と思われる費用については負担していただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますので負担の必要はありません。

⑥ 通常の事業の実施区域を越えて行う送迎に要した費用は、その実費を徴収します。

通常の事業の実施地域を越えた地点から

片道おおむね10キロメートル未満 1,000円

片道おおむね10キロメートル以上 2,000円

⑦ その他

お部屋にテレビ・冷蔵庫を持ち込みの場合、一台につき一日30円を負担していただきます。

(3) 利用料金

① サービス利用料金 (1日あたり) (契約書第8条)

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた①施設利用料と②滞在費、③食費の合計額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度と年金収入等に応じて異なります。)

①施設利用料 (介護給付)

(多床室)

要介護1	1日	603円
要介護2	1日	672円
要介護3	1日	743円
要介護4	1日	815円
要介護5	1日	884円

(個室)

要介護1	1日	603円
要介護2	1日	672円
要介護3	1日	745円
要介護4	1日	815円
要介護5	1日	884円

※上記金額とは別に●サービス提供体制強化加算Ⅲ（6円/日）●夜勤職員配置加算Ⅰ（13円/日）●生産性向上推進体制加算Ⅱ（10円/月）が加算料金とされます。

※送迎サービスを利用された場合は、1回（片道）184円が加算されます。

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ（上記合計金額の140/1000）が加算されます。

※上記の金額は1割負担の金額であり、平成27年8月以降、一定以上所得（本人が市区町村民税を課税され、本人の合計所得金額が160万円以上）のある方については2割、3割負担となります。

☆以下の加算については、利用者の状況等に応じて必要となる場合があります。

1. 機能訓練指導員配置加算（12円/日）
2. 個別機能訓練加算（56円/日）
3. 医療連携強化加算（58円/日）
4. 若年性認知症利用者受入加算（120円/日）
5. 緊急短期入所受入加算（90円/日）
6. 看護体制加算（Ⅰ）（4円/日）
7. 在宅中重度加算
 - （1）看護体制加算Ⅰを算定の場合（421円/日）
 - （2）看護体制加算Ⅱを算定の場合（417円/日）
 - （3）看護体制加算Ⅰ及びⅡをいずれも算定している場合（413円）
 - （4）看護体制加算を算定していない場合（425円）
8. 認知症専門ケア加算
 - （1）認知症専門ケア加算Ⅰ（3円/日）
 - （2）認知症専門ケア加算Ⅱ（4円/日）

②滞 在 費（保険対象外）

（多床室）

第1段階	1日	0円
第2段階	1日	430円
第3段階①②	1日	430円
第4段階	1日	915円

（個 室）

第1段階	1日	380円
第2段階	1日	480円
第3段階①②	1日	880円
第4段階	1日	1,231円

③ 食 費（保険対象外）

第1段階	1日	300円
第2段階	1日	600円
第3段階①	1日	1000円
第3段階②	1日	1,300円
第4段階	1日	1,500円

※食費については、朝食＝410円 昼食＝580円 夕食＝510円となります。なお、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、朝食＝395円 昼食＝550円 夕食＝500円となります。

☆上記で表される段階は、下記の表により該当する区分によって決定されます。

利用者負担段階区分

第1段階	・生活保護受給者	
第2段階	・世帯全員（世帯分離した配偶者含む）が市区町村民税非課税	・本人の年金収入額＋その他の合計収入額が年額80万円以下
第3段階①		・本人の年金収入額＋その他の合計収入額が年額80万円超120万円以下
第3段階②		・本人の年金収入額＋その他の合計収入額が年額120万超
第4段階	・上記以外の方	

※令和3年8月より、預貯金等の金額が、第2段階で650万円（夫婦は1,650万円）以下、第3段階①で550万円（夫婦は1,550万円）以下、第3段階②で500万円（夫婦は1,500万円）以下が前提要件となります。

☆介護保険給付の月々の負担の合計額が一定の額（生活保護を受給している方等は15,000円/月、老齢福祉年金を受給している方、前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計額が年間80は万円以下等の方（世帯）24,600円/月、（個人）15,000円、世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方24,600円/月、世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方44,400円、現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方は44,400円/月）を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方は140,100円を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の方は93,000円を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻されます。

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

② 契約書第22条に定める所定の料金

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

※ 下記料金表は、介護保険料（サービス提供体制強化加算、夜間職員配置加算を含んだもので計算していますが、加算としてその他の利用者の状況等に応じて必要となる場合があります。）と滞在費、食費を合計したものです。（円）

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
個室の場合	介護保険料	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
	滞在費	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
	食費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	合計	8,761	9,451	10,181	10,881	11,571
多床室の場合	介護保険料	6,030	6,720	7,450	8,150	8,840
	滞在費	915	915	915	915	915
	食費	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	合計	8,445	9,135	9,865	10,565	11,255

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。この場合、原則として事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに説明します。

(4) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条)

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。ご希望に応じて口座振替にてお支払いもできます。

(5) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条)

○利用予定期間の前に、利用者及び家族・後見人等の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	サービス利用に係る自己負担額

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者及び家族・後見人等の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者及び家族・後見人等に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 個人情報保護について (契約書第12条)

事業者は、別添瀬戸内福祉事業会策定の「個人情報保護の基本方針」並びにグリーンピア瀬戸内が定めた「個人情報保護の利用目的」に基づき、利用者及び家族・後見人等の情報について利用目的に沿って必要最低限の範囲内で使用、提供、または収集します。

6. 苦情の受付について (契約書第23条)

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者)

[職名] 施設長 畑地 桜樹

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

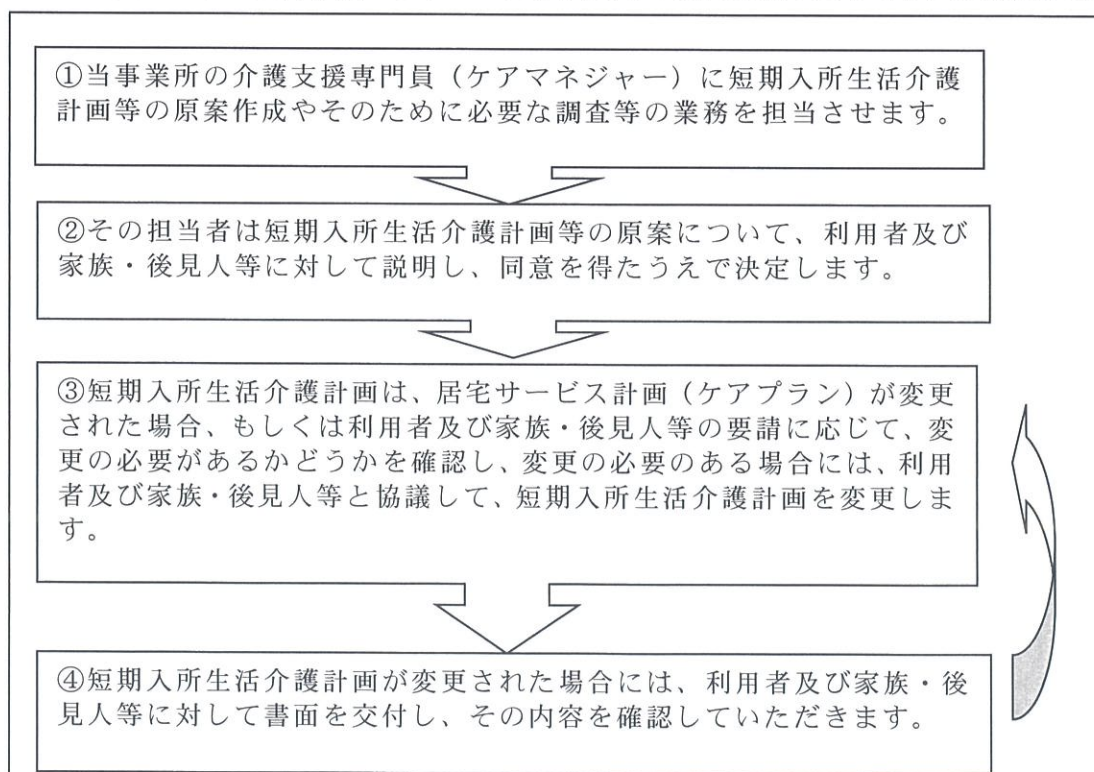
また、苦情受付ボックスを玄関、各階に設置しています。

(2) 行政機関その他受付機関

倉敷市指導監査課	所在地 電話番号	倉敷市西中新田640番地 086-426-3297
倉敷市介護保険課	所在地 電話番号	倉敷市西中新田640番地 086-426-3343
岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号	岡山市北区桑田町17番5号 086-223-9101
岡山県社会福祉協議会	所在地 電話番号	岡山市北区南方2-13-1 086-226-9400
岡山市介護保険課	所在地 電話番号	岡山市北区鹿田町一丁目1番1号 086-803-1240
浅口市介護保険課	所在地 電話番号	浅口市鴨方町六条院中3050番地 0865-44-7113
総社市長寿介護課	所在地 電話番号	総社市中央一丁目1番1号 0866-92-8369
井原市介護保険課	所在地 電話番号	井原市井原町311-1 0866-92-8369
笠岡市介護保険係	所在地 電話番号	笠岡市中央町1-1 0865-69-2139
矢掛町介護保険課	所在地 電話番号	小田郡矢掛町矢掛3018番地 0866-82-1013
早島町健康福祉課	所在地 電話番号	都窪郡早島町前潟360-1 086-482-2483
里庄町健康福祉課	所在地 電話番号	浅口郡里庄町大字里見1107番地2 0865-64-7211

7. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) 利用者に対する具体的なサービスの内容・提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条）



(2) 利用者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業所の紹介等必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

②要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき利用者にサービス提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



要介護と認定された場合



- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき利用者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。



要支援と認定された場合



- 契約は修了します。
- 地域包括支援センター（介護予防支援事業者）への紹介を行います。



介護予防サービス計画の作成



- 本事業所の介護予防短期入所生活介護サービスが介護予防サービス計画に位置づけられた場合には、介護予防短期入所生活介護サービス内容についてご説明し、同意いただけた場合には介護予防短期入所生活介護サービスの提供について改めて契約を締結します。
- 作成された介護予防サービス計画に沿って介護予防短期入所生活介護サービス計画を作成し、それに基づき利用者に介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

自立と認定された場合



- 契約は修了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。

8. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条、第13条）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②利用者の体調、健康状態等の必要な事項について、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認の上でサービスを実施するものとします。
- ③ 利用者へ提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに利用者及び家族・後見人等の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤利用者へのサービス提供時において、利用者へ病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者及び家族・後見人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
但し、利用者へ緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ利用者及び家族・後見人等の同意を得るものとします。

9. サービスの利用に関する留意事項

当事業所の利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

利用にあたり、事業所が許可した物以外は原則として持ち込むことができません。

（2）施設・設備の使用上の注意（契約書第14条）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価を支払っていただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（3）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者及び家族・後見人等の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	玉島病院
所在地	岡山県倉敷市玉島乙島4030番地
診療科	内科・外科・整形外科・神経内科・産婦人科・小児科・眼科 耳鼻咽喉科・皮膚科・歯科

10. 事故発生時の対応について

当事業所は、利用者に対する短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族・後見人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 損害賠償について（契約書第15条、第16条）

当事業所において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者及び家族・後見人等から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第18条)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①利用者が死亡した場合②要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥利用者及び家族・後見人等から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|--|

(1) 利用者及び家族・後見人等からの解約・契約解除の申し出 (契約書第19条、第20条)

契約の有効期間であっても、利用者及び家族・後見人等から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合②利用者が入院された場合③利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出 (契約書第21条)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①利用者及び家族・後見人等が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合②利用者及び家族・後見人等による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合③利用者及び家族・後見人等が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|

(3) 契約の終了に伴う援助 (契約書第18条)

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

代筆者 住 所

氏 名

印

家族・後見人等 住 所

氏 名

印

利用者との関係（ ）

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説 明 者

事業者名 社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会

代表者氏名 理 事 長 道 廣 司

事業所名 ショートステイ グリーンピア瀬戸内

職 名

氏 名

印